

## 介護老人福祉施設伊豆高原十字の園 入居基準

### 1. 目的

この基準は、静岡県指定介護老人福祉施設優先入居指針に基づき、介護老人福祉施設伊豆高原十字の園（以下「当施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるための基準を明確にし、施設入居の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2. 優先入居方針

優先入居は、別表の入居申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定する。合計点数が同点となった場合は、原則として申し込み順とする。

### 3. 優先入居検討委員会

#### (1) 優先入居検討委員会の設置

施設に優先入居順位の決定をするため、「優先入居検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、施設サービス課長、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員及び施設長が選任する当施設職員以外の第三者の委員で構成する。

#### (3) 委員会の召集

ア 委員会は施設長が召集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故または支障があるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### 4. 優先入居決定の手続

#### (1) 入居申込みの受付

当施設への入居申込みは、入居申込書（様式1）により行う。

#### (2) 入居申込者名簿の作成

当施設は、入居申込書に基づき、別表の入居申込者評価基準項目の「本人及び家族の状況」、「居住地」により算定した点数が高いものから順に並べ、入居申込者名簿（様式2）を作成する。

#### (3) 入居申込者の調査

当施設は、入居申込者名簿の上位者について入居申込者の状況を調査し、優先入居調査票（様式3）を作成する。

#### (4) 優先入居順位の決定

##### ア 検討・協議

委員会は、別表の入居申込者評価基準項目の「特別な状況」に該当する可能性がある入居申込者の検討・協議を行い、委員の合議により20点を限度に加算する。

##### イ 特例評価

介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、別表の入居申込者評価基準1から3までの合計点数に関わらず150点とする。

ウ 優先入居順位名簿の作成

委員会は、上記ア及びイに基づき点数の高い者から順に並べた優先入居順位名簿(様式2)を作成する。

5. 入居の決定

ア 当施設は、委員会において優先入居順位の決定を受けた入居申込者について、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月28日静岡県規則第10号)第9条第3項に基づき、入居申込者の心身の状況等を把握の上、入居を決定する。

イ 当施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号に基づき、65歳以上の者で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者の措置による入居の委託があった場合には、他の入居申込者に優先して入居を決定する。

6. 優先入居事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入居に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入居申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

当施設は、入居申込を受けた時には、入居申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4) 情報の提供

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

(5) 疑義等に対する対応

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、再度調査のうえ、委員会に諮るものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

この基準は、令和7年1月24日から実施する。

(別表)

### 入居申込者評価基準

優先入居の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

#### 1 本人の状況

①	要介護5	50点
②	要介護4	40点
③	要介護3	30点
④	要介護2	10点
⑤	要介護1	5点

#### 2 介護者等の状況

##### (1) 自宅(2)以外の場所の場合

①	ひとり暮らしで、介護者がいない	50点
②	介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有することにより、介護が困難	
③	介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難	40点
④	ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難	30点
⑤	複数人を介護しているため、介護が困難	
⑥	介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	
⑦	①から⑥まで以外の状態であるが、介護が困難	20点

##### (2) 介護保険施設等に入院又は入所している場合

①	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)	20点
②	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、 ①のうち介護付きの施設又は病院	10点

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

#### 3 居住地

①	施設所在地と同一の市町内又はその市町と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市町内 伊東市	20点
②	施設所在地と同一の圏域内(①を除く。)又は県内の隣接市町内 熱海市、伊豆の国市、伊豆市、東伊豆町	10点
③	施設所在地の圏域外	0点

注) 圏域とは、静岡県が策定したふじのくに長寿社会安心プランにおける高齢者保健福祉圏域をいう。

#### 4 特別な状況

特に施設入居を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて20点を限度に加算することができる。

特記事項による加点は、1項目5点で、4項目を上限とする。

- ・家族等の介護拒否
- ・自分自身の健康や生活への関心がなくなり、生活環境や栄養状態が悪化している場合（セルフネグレクト）
- ・遠距離介護
- ・長期間に渡る介護（5年以上）
- ・地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な場合
- ・施設などに入所しており、退所を迫られている場合
- ・現施設での生活が困難な状況にある（見込まれる）者であって、施設の住み替えを希望する場合
- ・住環境が適していないため、十分な介護が困難な場合
- ・経済的理由等により、在宅サービスの利用率は低いが、在宅生活が困難な状況にある場合
- ・在宅での医療的処置が必要な場合
- ・点数化では評価できない認知症等がある場合
- ・施設においてあらかじめ定めた地域への配慮
- ・礼拝出席が生きがいとなっている方への配慮
- ・その他、担当の介護支援専門員等の意見を含め、特に施設入所を考慮すべき状況にあると認められる場合

#### 5 その他

- (1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から4までの合計点数に関わらず150点とする。
- (2) 6か月以内に入居することを希望しない者については、1から4までの合計点数に関わらず0点とする。